

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 22 号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p><u>総合政策室</u></p> <p>地域振興部</p> <p>環境生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>商工労働観光部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>総務部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合政策室</u></p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>地域振興部</p> <p>環境生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>商工労働観光部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>総務部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(岩手県議会委員会条例の一部改正)

2 岩手県議会委員会条例(昭和31年岩手県条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 委員10人以内 <u>総合政策室</u> 及び地域振興部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(5) [略]	(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 委員10人以内 <u>総合政策部</u> 及び地域振興部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県総合計画審議会条例の一部改正)

3 岩手県総合計画審議会条例(昭和54年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(情報公開条例の一部改正)

4 情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第35条 審査会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(庶務) 第35条 審査会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(個人情報保護条例の一部改正)

5 個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第63条 審査会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(庶務) 第63条 審査会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
(庶務) 第67条 審議会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(庶務) 第67条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(政策等の評価に関する条例の一部改正)

6 政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第17条 委員会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(庶務) 第17条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(地方独立行政法人法施行条例の一部改正)

7 地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>総合政策室</u> において処理する。	(委員会の庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	